

「やまぐち森林づくり県民税」と「森林環境税」について

令和6年度より「森林環境税（国税）」の賦課徴収が始まります。森林環境税は、その全額が市町村や都道府県に配分され活用されます。

また、山口県では、平成17年度より「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、活用しています。2つの税の用途の違いは次のとおりです。

やまぐち森林づくり県民税

森林経営に適さない奥山の荒廃森林や繁茂竹林の整備に活用します。

山口県での主な用途

- ・ 荒廃したスギ・ヒノキ人工林の強度間伐
- ・ 繁茂竹林の伐採及び再生竹の除去

<やまぐち森林づくり県民税の概要>

○納める方

個人：県内に住所がある方、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方

法人：県内に事務所、事業所を有する法人等

○納める額

個人：年額500円

法人：年額1,000円～40,000円
(均等割額の5%相当額)

県民税均等割額に上記税額を加算して納めていただいています。

税の用途に関するお問い合わせ

山口県農林水産部森林企画課
電話：083-933-3464
メール：a17700@pref.yamaguchi.lg.jp



税の仕組みに関するお問い合わせ

山口県総務部税務課
電話：083-933-2277
メール：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp

森林環境税

森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用します。

山口県での主な用途

- ・ 市町村支援
(業務支援のためのシステム構築等)
- ・ 人材育成・担い手対策支援

<森林環境税(国税)の概要>

○納める方

国内に住所のある個人

○納める額

年額1,000円

個人住民税均等割の枠組を用いて、市町が国税として賦課徴収します。

※ 防災のための施策に要する費用の財源を確保するための個人住民税均等割の引き上げ措置(1,000円/年)は令和5年度に終了。



森林環境税



森林環境譲与税として、国から市町村や都道府県に配分され、活用されます。

税の用途に関するお問い合わせ

山口県農林水産部森林企画課
電話：083-933-3464
メール：a17700@pref.yamaguchi.lg.jp

※ 各市町の用途については、各市町の担当課にお問い合わせください。

賦課徴収に関するお問い合わせ

お住まいの市町にお問い合わせください。